

スマホ・コンビニからも納付OK

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2127
下水道局 ☎59-2191

4月以降に発行するバーコード付き納付書で、スマホやコンビニから納付ができるようになります。

- 対象となる税目など
- 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
 - 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料
 - 市営住宅使用料、駐車場使用料
 - 保育料、副食費
 - 奨学金返還金（スマホアプリでの納付はできません）
 - 水道料金・公共下水道使用料、漁業集落排水処理施設使用料、農業集落排水処理施設使用料等
- 利用できるスマホアプリ
PayPay、LINE Pay、支払秘書
- 利用できるコンビニなど
セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ヤマザキデイリーストア、ローソンなどのコンビニやMMK（マルチメディアキオスク）設置店
- 注意事項
・バーコードが読み取れないもの、金額

訂正したものは利用できません。
納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるものは取り扱いできません。
コンビニで納付された場合、領収証書とレシートは必ず受け取って、大切に保管してください。
スマホアプリで納付された場合、領収証書は発行されません。アプリの取引履歴などで確認してください。
納付は便利な口座振替で、口座振替を利用すると納め忘れることも現金を持ち歩く必要もありません。

申し込み
【金融機関】
四国銀行、佐伯中央農業協同組合、広島銀行、山口銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行および郵便局

【必要なもの】
通帳、通帳届け出印、口座振替依頼書
※市外の店舗には口座振替依頼書がないことがあります。お送りしますので、連絡してください。

障害がある方などのために使用する軽自動車の税金(種別)の減免



問い合わせ
市民税務課 ☎59-2127

区分	軽自動車の所有者	運転者	使用の目的
(ア)	本人	本人	特に問わない
(イ)	家族	本人	本人の通学、通院、通所、生業などのために1年以上の間、週3日以上使用すること
(ウ)	本人	家族	
(エ)	家族	家族	
(オ)	身体障害者などのみで構成される世帯の構成員		常時介護者

- 「営業用」の軽自動車は減免の対象となりません。
- 「本人」とは身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者のことです(障害の級・程度によっては、減免の対象とならない場合があります)。
- 「家族」とは「本人」と生計を同じくしている人のことです。

米合衆国軍隊の構成員などの納付方法
米合衆国軍隊の構成員やその家族の方の所有する軽自動車(Aナンバーの車両)に対する軽自動車税(種別割)は、通常の納付書では納められません。市民税務課で証紙を購入し、納めてください。納付は、市民税務課のみで取り扱いますので、注意してください。金融機関やコンビニなどでは取り扱えません。

減免対象となる軽自動車
障害がある方のために使用する軽自動車などで一定の要件を満たすものについて、申請により軽自動車税(種別割)を減免しています。

表の区分(ア)～(オ)のいずれかに該当する場合は、減免の対象となります。

※軽自動車には、原動機付自転車(125cc以下)、二輪車(250cc以下)、二輪の小型自動車を含みます。

減免申請の手続き
軽自動車税(種別割)納税通知書を受け取ってから5月31日(月)までに、市民税務課で手続きしてください。
納税通知書の発送は5月上旬ごろを予定しています。減免の対象となる障害の級・程度や申請に必要な書類などは、市ホームページで確認してください。

	縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
期 間	4月1日(木)～30日(金) (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分	4月1日(木)～随時 (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分
縦覧・閲覧場所	市民税務課 (市役所2階)	
縦覧・閲覧ができる方	○固定資産税の納税者 ○納税者と同居の家族 ○代理人	○固定資産税の納税義務者 ○納税義務者と同居の家族 ○代理人 ○借地、借家人
必要なもの	○本人確認書類(※) ○委任状(代理人が縦覧するとき)	○本人確認書類(※) ○委任状(代理人が閲覧するとき) ○契約書などの書類 (借地、借家人が閲覧するとき)
手数料	無料	1件につき200円(ただし、縦覧期間中は無料)

※本人確認書類
○1点で済むもの
マイナンバーカード、運転免許証など公的機関発行の写真付の身分証明書
○2点必要なもの
健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、法人発行の写真付の身分証明書など
◎縦覧帳簿の縦覧方法…手書きによる書き写しは可能ですが、コピーなどはできません。

固定資産の縦覧・閲覧

令和3年度固定資産縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧期間や場所などは、表のとおりです。

納税通知書は4月上旬発送
固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月上旬に発送する予定です。(第1期納期限は4月30日(金)です)

課税明細書は確定申告に使えます
固定資産税・都市計画税の明細は、納税通知書と一緒に提供されています。
※資産が多い場合は、別紙となります。課税明細書は、翌年の確定申告で不動産所得や営業所得などの必要経費の算定資料として使用できます。

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2129

令和3年度納期限

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2127

月	税目	固定資産税・都市計画税	軽自動車税(種別割)	市県民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月	1期	4月30日(金)					
5月	全期		5月31日(月)				
6月	1期			6月30日(水)			
7月	2期				1期 8月2日(月)	1期 8月2日(月)	1期 8月2日(月)
8月	2期			8月31日(火)	2期 8月31日(火)	2期 8月31日(火)	2期 8月31日(火)
9月					3期 9月30日(木)	3期 9月30日(木)	3期 9月30日(木)
10月					4期 11月1日(月)	4期 11月1日(月)	4期 11月1日(月)
11月					5期 11月30日(火)	5期 11月30日(火)	5期 11月30日(火)
12月	3期	12月27日(月)			6期 12月27日(月)	6期 12月27日(月)	6期 12月27日(月)
令和4年1月					7期 1月31日(月)	7期 1月31日(月)	7期 1月31日(月)
2月	4期	2月28日(月)			8期 2月28日(月)	8期 2月28日(月)	8期 2月28日(月)

○納付書は、各納期分をまとめて送りますので、大切に保管し、納期限までに納めてください。
○納付場所は、納付書の裏面を確認してください。
市県民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収分(年金からの天引き分)については、年金支給日が引き落とし日となります。